



〈撮影：工藤研弁護士 地名：巡礼の地サンチャゴ：デ・コンポステラの大聖堂〉

昨年中は大変お世話になりました 本年もよろしくお願い申し上げます

初春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。

当事務所では、室賀祥護弁護士を新たに迎え、本年も益々精力的に活動していく所存です。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、民法の債権法分野の条項を全面的に見直す「民法の一部を改正する法律」の施行日が2020年4月1日に決まりました。本号では、新森圭弁護士が、この改正による契約書改定の必要性について特集として解説いたします。

また、昨年「働き方改革法案」が成立し、本年4月以降に施行されますが、この法案により働き方がどのように変わるのかを古川史高弁護士が解説いたします。

さらに、郡大病院事件における被害者の救済と再発の防止への取組みについて、梶浦明裕弁護士が解説いたします。

1 はじめに



「民法の一部を改正する法律」の施行日が2020年4月1日に決まりました。私法の基本法と言われる民法のうち、取引社会を支える契約や債権債務に関する規定が121年振りに改められることとなります。

今回は、契約書の改定が必要か、という視点から民法改正を

考えたいと思います。

2 重要な改正事項

法務省が重要な改正事項として挙げているのが以下の5点です。これらの事項については多くの改正がされていますが、主要なものを取り上げてみます。

(1) 消滅時効に関する見直し

職業別の短期消滅時効が廃止され、時効期間や起算点も整理されることになりました。

時効について契約で定めることはほとんどなく、この点は改正の影響もあまりないと考えられます。

(2) 法定利率に関する見直し

法定利率が年5%（商事は年6%）から変動制となり（施行時は年3%）、3年毎に法定利率が見直されることとなります。（ただし、1つの債権については1つの法定利率が適用され、事後的に変動することはありません。）

現行法では、利息や遅延損害金について、法定利率以外の利率を定めたいときは契約で利率を設定しますが、契約当事者間で利率を定めたい場合は、改正後も契約で定めをする必要があります。

(3) 保証に関する見直し

①個人が保証人となる「根保証」については、書面等で極度額（保証の限度額）を定めなければなりません。「根保証」とは、取引基本契約や、賃貸借契約における保証のように、一定の範囲に属する不特定の債務を保証するための保証契約です。改正後はこのような契約で個人を保証人とする場合、契約書等に極度額を記載しておくことが必須となります。

②個人による事業に関する貸金等の保証については、保証契約締結1か月前までに公正証書により保証の意思表示しなければなりません（ただし、主債務者の役員等が保証する場合はこの規定の対象外で

す）。改正後、このような保証をする場合は、保証契約書とは別に、それに先立って公正証書（保証意思宣明公正証書）を作成することが必須となります。

③個人に対して事業に関する債務の保証を委託する場合、主債務者は、財産や収支の状況などの情報を提供することが義務づけられます。この内容を契約書に記載することまでは求められていませんが、後々のトラブルを防ぐために、保証契約書に保証人が情報の提供を受けたことを確認する条項や、表明保証を記載するなどの対応が求められます。

(4) 債権譲渡に関する見直し

契約で当事者相互に債権譲渡を禁止する「譲渡禁止特約」を定めることはよく見られますが、現行法上はこのような特約も有効です。（ただ、特約を知らない第三者には特約の内容を主張できないとされています。）これに対し、改正法は、債権に譲渡禁止特約があっても、譲渡の効力に影響はないと規定しています。

もっとも、譲渡禁止特約が全く無意味になるわけではありません。譲渡を受けた者が特約の存在を知っていた場合は、債務者は履行を拒むことができるとされ、その後の処理についても細かく規定されています。したがって、譲渡禁止特約自体を改訂する必要のある契約書は少ないかもしれませんが、その効力については認識を改める必要があるようです。

(5) 約款（定型約款）に関する規定の新設

約款とは、大量の同種取引を迅速・効率的に行う等のために作成された定型的内容の取引条項です。日常生活でも「●●約款」を目にする機会は多くありますが、これまで約款に関する規定は民法にはありませんでした。改正法では約款についての統一したルールが定められています。

約款以外の個々の契約書への影響はあまりないかもしれませんが、定型契約書が約款に当たらないか等、注意する必要がありますし、約款を作成している事業者等は、民法の規定に合わせた見直しが必要か検討する必要があります。

3 おわりに

今回は紙幅の都合上、法務省が重要としてあげているもののみ取り上げさせていただきました。ですが、債務不履行責任や瑕疵担保責任の規定等、他にも重要な改正点は多々ありますし、上に説明した内容も、契約の類型によっては異なる処理が必要となることもあり得ます。改正前に、一度お近くの弁護士に相談されるのもよろしいのではないのでしょうか。

働き方改革って何？

弁護士 古川 史高



先の通常国会で「働き方改革法案」が成立し、来年4月以降、施行されることになりました。そこで、この「働き方改革」で何が「改革される(変わる)」のか、重要な二点について説明させていただきます。

(1) まず、長時間労働の改善が図られます。

時間外労働(残業)の上限が、原則「月45時間、年360時間」に規制され(但し、臨時的な特別の事情がある場合は、年6か月まで、一定の条件の下で、この上限を超えることが出来るとされています)、違反した場合には、罰則が科されることになりました。そして、時間外労働に対する割増賃金も、一定の場合、従来の25%増しから、50%増しに増額されることになりました。

年次有給休暇も、付与日数が10日以上労働者に対し、5日は付与させるよう使用者に義務付けられる

ことになりました。

(2) 次に、「同一労働、同一賃金」の原則が適用になります。

「同一労働、同一賃金」とは、正規雇用労働者(正社員)と、非正規雇用労働者(パートタイム、有期雇用、派遣労働者等)に対する待遇を、均等・均衡にし、不合理な差別をしてはならないというものです。具体的には、正規労働者・非正規労働者に対し、職務内容(職種、業務、責任の程度)、職務内容・配置の変更範囲(配置転換・転勤・異動の有無や範囲)、職務の成果、能力、経験などに応じた待遇をすることが求められるものです。基本給、賞与、各種手当、福利厚生などで、不合理な差を設けることが出来なくなります。

現在でも、正規雇用労働者と有期雇用労働者との不合理な差別は禁じられています(労働契約法20条)が、それが、一般化されるものです。

なお、「同一労働同一賃金ガイドライン」が厚生労働省から公表されておりますので、参考にされると良いと思います。

(3) 上記の改革案をはじめ、働き方改革で示された改革案は、施行の時期が大企業と中小企業では異なっておりますのでご注意ください。

群大病院事件の民事的解決と再発防止への取り組み

弁護士 梶浦 明裕

1 群大病院事件とは



群大病院事件とは、群馬大学医学部附属病院(以下「病院」)で手術を受けた50名もの患者が何らかの過誤により死亡したとされる事件で、平成26年11月に読売新聞一面スクープ記事により明るみになりました。

事故調査委員会の依頼を受けた日本外科学会の調査の結果(平成28年3月)、50例全てに何らかの診療の不備が指摘され、個々の医師の要因に留まらず病院の組織的・構造的要因を指摘する調査結果が公表されました(平成28年7月)。

2 弁護団の結成と活動及び民事的解決

複数の患者の遺族から相談が寄せられたため、被害救

済と再発防止の2つを目的として、8名の医療問題弁護士所属の弁護士が平成27年2月に弁護団を立ち上げ、私自身は事務局長を務めました。

同目的のため、弁護団は、遺族会と協同しつつあらゆる活動を行い、結成から3年半が経過した平成30年8月のお盆前、①謝罪、②再発防止約束、③損害賠償の3つの内容での合意(裁判外)が病院との間で成立しました。

3 再発防止への取り組みと真の医療安全

真の医療安全のためには、医療従事者からも理解される医療制度であることが必要不可欠であり、見直しも必要でしょう。

とはいえ、病院が現状、再発防止のため、毎年1回の医療安全週間、全面公開(傍聴自由)の患者参加型医療安全推進委員会の設置、カルテ共有システムの導入、手術ビデオの録画、インフォームドコンセントの録音など、他に類がない「患者」目線の取り組みをされていることは、真の医療安全に結びつくと確信します。「群馬一日本一の基幹病院として立ち直って欲しい」、「亡くなった患者が思い描いていた温かい医療を実現して欲しい」という遺族の言葉が胸に響きます。

近況報告



弁護士 古川 史高

「働き方改革って、私達に適用ないの？」と事務所の若手弁護士。「君たちは、事業主だから適用ないよ」と私。事務所で毎日遅くまで仕事をしてても残業時間は、ゼロ。事業主は大変！



弁護士 笹浪 雅義

本年は、新しい元号となり、私自身も還暦の年男であり、弁護士になって30年を過ぎ31年目となります。いろいろな意味で新たな気持ちで皆様のお役にたてる1年にしたいと思います。



弁護士 岩田 修

愚痴を聞いてくれたらお金をあげます、アプリをセットするだけでお金が儲かります等と言って最終的には支払をさせるインターネットを利用した悪徳商法が増えています。気をつけてください。



弁護士 梶浦 明裕

熊本地震による被災マンション管理組合の代理人として熊本地裁に訴訟を提起して1年4か月が経過しました。震災から2年8か月ですが完全復興まで支援させていただく所存です。



弁護士 堀田 和宏

先日、ご縁のある先生のお誘いで、とある大学のゼミ生さんたちに弁護士の仕事についてお話をする機会をいただきました。貴重な経験をさせていただき良い刺激になりました。



弁護士 工藤 杏平

スポーツ分野の仕事に少しずつですが関わらせて頂く機会が増えました。スポーツ中の事故、不祥事、団体のガバナンスなど内容は多岐に渡りますが、「プロ・アマ問わず全ての人が純粋にスポーツを楽しめるように」との精神で取り組みたいです。



弁護士 新森 圭

最近、民法改正やコンプライアンスに関する講演の講師を何度か担当させていただきましたが、どちらも反響が大きく、社会や企業の皆様の関心の高さを実感しました。



弁護士 桧座 祐貴

弁護士登録4年目となりました。あっという間に3年が過ぎました。これからも精進し、新しいことにも挑戦していきたいと思いますので、本年もよろしくお願ひいたします。



客員弁護士 酒井 由美子

昨年も仕事と育児に追われ、あっという間の一年間でした。なかなか自分の時間が作れませんが、自己研鑽を忘れず新しい一年を過ごしたいと思います。ご指導の程、よろしくお願ひ致します。



弁護士 伊豆 隆義

法務デューデリジェンス。研修講師。交渉。訴訟。相談などで送る日々。原発賠償案件終わらず。過去最高裁で勝訴判決の2件が、判例百選に登載に気づく。若手の先生方との共同受任の成果。



弁護士 工藤 研

今年の元旦より、「休眠預金」が預金保険機構に移管されることとなります。忘れてたまま放置されている預金口座が無いかどうか、チェックしてみることをお勧めします。



弁護士 井崎 淳二

代理人を務めた税務訴訟を題材にして税理士さんの某研究会で発表しました。苦労はしましたが私自身とても勉強になった案件だったので、お役に立てて嬉しく思いました。



弁護士 近森 章宏

昨年は検査データの偽造や有価証券報告書の虚偽記載等コンプライアンスやガバナンスに関わる問題が多かったです。規定の整備だけでなく絶えず検証する事の重要性を感じました。



弁護士 川原 奈緒子

昨年は、3か月の間でアニサキスに2度見舞われ、合計3匹を摘出するという悲劇に見舞われました。今年は、別の意味での「大当たり」な1年にできるよう、努めたいと思います。



弁護士 飯淵 裕

断酒して、はや1年。少し健康（と体型）を取り戻しました。手前味噌ながら意外な意志の強さにビックリしました。今年は、業務も同じように粘り強くできればと思います。



弁護士 古郡 賢大

建築士の先生方と建築相談業務に関する勉強をする機会を積極的に持つようになっています。最新の紛争事例や保険適用事例の整理、建築関連法規の改正等の知識の更新も出来て大変有意義です。



客員弁護士 渥美 三奈子

国民生活を規律する民法の、法定利率年五分固定制を、改正民法の、年3分変動金利制の新設は、国民の生活実体の変化に即する試みです。我ら国民の実感は如何、でしょうか。

新入所弁護士紹介



弁護士 室賀 祥護

昨年12月に、当事務所に移籍いたしました。弁護士登録2年目を迎え、これまでの経験を活かしつつ、今後も研鑽を積み、皆様のお役に立てるよう努めて参ります。どうぞよろしくお願ひ致します。

事務局便り

昨年中は大変お世話になりました。新たな年を迎えると毎年今年こそはと強い誓いを立てますが、いつも誓うだけで終わっています。新元号を迎える今年、気持ちを新たに、本当に今年こそは…。頑張ります。本年もよろしくお願ひ申し上げます。(AI)